安全で安心な水道水をお届けするために

令和6年4月使用分から 水道料金を改定します

問 市 上下水道課　☎53-5173　FAX53-5179

水道料金は、市町村合併により料金を統一して以降、消費税の増税以外では値上げすることなく据え置いてきました。しかし、経営状況が厳しい中、老朽化した水道管の更新や耐震化を実施し、健全な経営と将来に渡り安全で安心な水道を維持していくため令和6年4月使用分から水道料金を値上げします。

皆様には、経済状況が厳しい中ご負担をおかけしますが、ご理解をお願いします。

※なお、近江地域は長浜水道企業団の給水区域であるため、今回の値上げは対象外です。

なぜ 水道料金を改定するわけ

図1

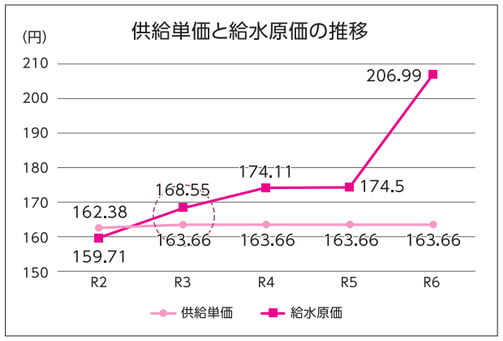

水道事業は、地方公営企業会計の独立採算制が基本原則で、経営に必要な施設整備や維持管理費用は、主に皆様からいただく水道料金で賄っています。

しかし、令和3年度から生産コスト(給水原価※1)が販売価格(供給単価※2)を上回っており、**現行の料金体系では、水道使用量が増えるほど会計上の損失が大きくなる状況**となっています。(図1)

さらに、人口減少等による**水道料金収入の減少**、水質硬度低減化工事や、浄水施設の改良工事に伴う**減価償却費※3の増大**により、料金改定をしなければ令和6年度からは支出が収入を上回り赤字になる見込みです。(図2)また、整備してから40年を超える水道管※4が増え続けており、老朽化する水道管の計画的な更新や、大規模地震に備えた耐震化を着実に進めるためには安定した財源を確保する必要があり、値上げが必要な状況です。

図2　収入と支出の状況

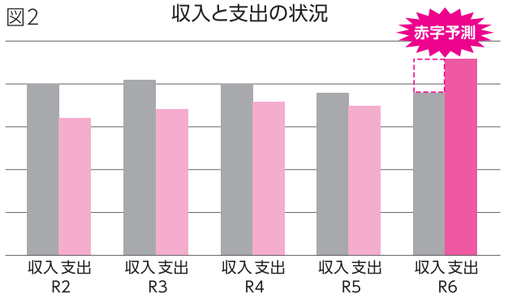

用語解説

※1　給水原価…水道水を1㎥作るために必要な経費
※2　供給単価…水道水を1㎥使用されたことで得られる収入
※3　減価償却費…時間が経つことにより「資産」の価値が減少する金額を費用として計上するもの
※4　40年を超える水道管…水道管の法定耐用年数は40年

いつ 新料金の反映時期

令和6年4月使用分から新料金が適用になりますが、メーター検針は2カ月ごとに行っており、水道の使用水量の反映が2カ月遅れとなるため、**6月請求分から**新料金となります。

■新料金の反映時期

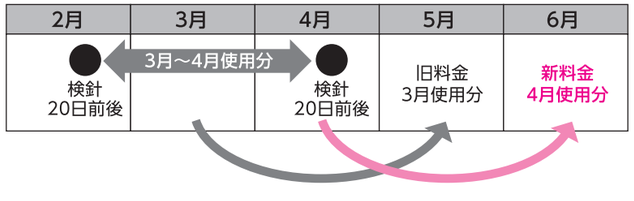

どのように 改定後の水道料金

▼基本料金※1の改定

メーター口径区分	改定前 基本料金	改定前 メーター貸出料	改定後 基本料金	改定後 メーター貸出料
13mm	440円	66円	660円	廃止
20mm	880円	88円	1,265円	
25mm	1,430円	110円	2,310円	
30mm	5,500円	330円	9,405円	
40mm	11,000円	440円	18,865円	
50mm	16,500円	1,100円	29,909円	
75mm	27,500円	2,200円	50,490円	
100mm	44,000円	5,500円	92,114円	

※表は全て税込みです。

ここが変わる!
メーター貸出料は廃止とし、基本料金に含めます。

▼従量料金※2の改定

メーター口径区分	改定前 従量料金 使用水量	改定前 従量料金 1㎥につき	改定後 従量料金 使用水量	改定後 従量料金 1㎥につき
13mm	1～30㎥	121円	1～10㎥	136.4円
	31㎥以上	165円	11～30㎥	149.6円
20mm	1～35㎥	132円	31～60㎥	187.0円
	36～60㎥	176円	61～150㎥	199.1円
	61㎥以上	198円	151～250㎥	223.3円
25mm	1～40㎥	132円	251㎥以上	236.5円
	41～70㎥	176円		
	71㎥以上	198円		
30mm/40mm	1～60㎥	132円		
	61～90㎥	176円		
	91㎥以上	198円		
50mm	1～100㎥	132円		
	101～150㎥	176円		
	151㎥以上	209円		
75mm	1～150㎥	132円		
	151～200㎥	176円		
	201㎥以上	209円		
100mm	1～200㎥	132円		
	201～250㎥	176円		
	251㎥以上	209円		

※表は全て税込みです。

ここが変わる!
現行の料金体系は口径ごとに従量料金が異なるため、負担の公平性の観点から、従量料金を口径にかかわらず同じ料金にします。

新料金体系での計算例と改定前料金との比較

例)13㎜の口径で1カ月に21㎥使用した場合

※13㎜口径で使用水量21㎥は平均的な家庭の例です。
※1円未満の端数は切り捨てです。

改定前の料金体系
3,047円

622円/月 増額

新料金体系
660円(基本料金) + 136.4円(1～10㎥の単価)×10㎥ + 149.6円(11～30㎥の単価)×11㎥ =**3,669円**(税込)

今回の料金値上げは、健全な経営と水道施設の計画的な更新のために、**平均約20%**の増額とします。

※値上げ幅は口径や使用水量により異なります。

用語解説

※1　基本料金…水道を使用される人にかかる固定料金(水道水を届けるための準備に必要な経費)
　　休止中の人も、基本料金がかかります。
※2　従量料金…水道水を1㎥使用されるごとに加算される料金(使用水量に応じた料金)

経営健全化へ向けて 上下水道課からのお願い

料金の値上げにより、ご負担が増えることになりますが、上下水道課としても経営健全化のため、上下水道課が管理する水道管からの漏水調査を行っています。

漏水を発見するためには市民の皆さんのご協力も必要です。道路上に水が吹き出ていたり、雨が降っていないのにいつも水溜まりができているような場所を発見された場合は、上下水道課まで連絡をお願いします。

●日常的に水道管の点検をお願いします

ご自宅で漏水を発見された場合は、市の指定給水工事店に問い合わせていただき、早めの修繕をお願いします。また、修繕を行われた場合は減免制度もあります。詳しくは上下水道課までお問い合わせください。

▲道路上に水が出ている事例

▲水道料金等の減免制度について